

## 2 木材産業をめぐる動き

### (1) 木材産業を取り巻く状況

#### (新設住宅着工戸数等の動向)

近年、年間120万戸前後で推移してきた新設住宅着工戸数は、平成18年には、対前年比で4%増加し129万戸となった。そのうち、木造住宅の着工戸数は、対前年比3%増の約56万戸となった。

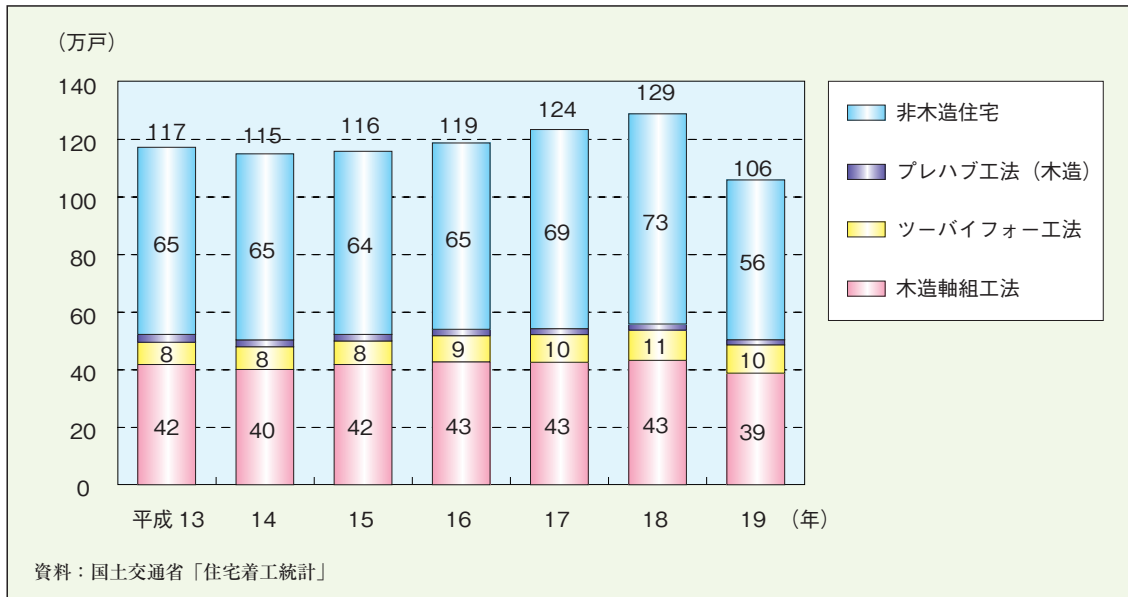
木造住宅については、その8割が木造軸組工法によって建築されており、さらに、そのうち約8割の住宅においてプレカット材が用いられている。また、近年、ツーバイフォー工法が増加傾向で推移している（図IV-9）。

マンション等の非木造住宅は、平成19年は減少したものの平成15年以降増加傾向にあり、新設住宅着工戸数の過半を占めていることから、内装材等の分野での需要の拡大が期待される。

このため、建築用途向けの国産材需要の拡大を進めるに当たっては、木造軸組工法の動向に加え、近年増加している分野に対応していくことが重要となってきた。

さらに平成19年の新設住宅着工戸数については、同年6月に建築確認・検査の厳格化等を内容とする改正建築基準法が施行されたことに伴い建築確認手続きが遅れたことなどから、7月以降の新設住宅着工戸数が前年比で大幅に減少し、106万戸となった。

図IV-9 工法別の新設住宅着工戸数



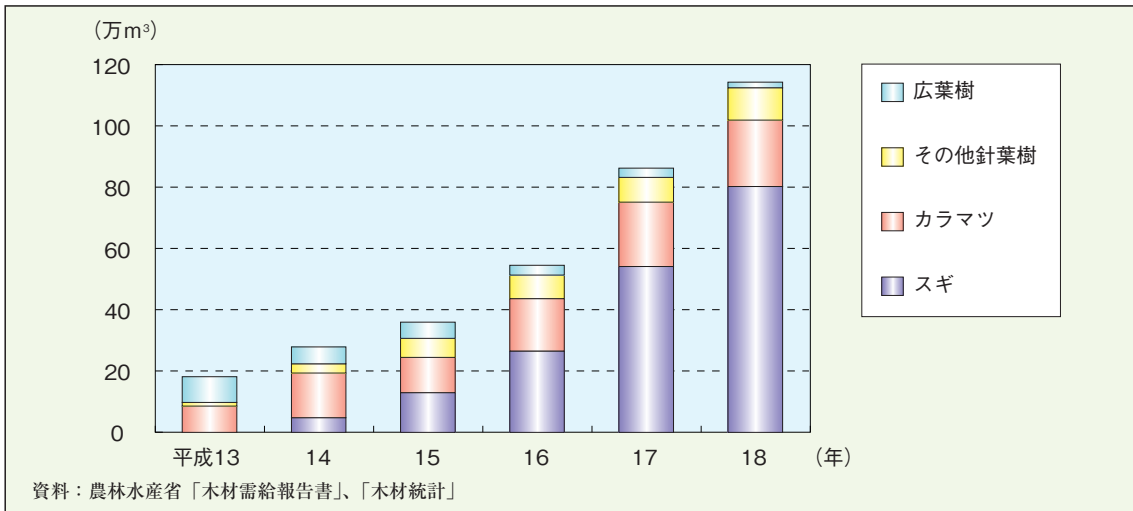
木材産業においては、合板の在庫量が前年に比べて大幅に増加し、製材品の在庫は前年に比べて高い水準となった。木材価格については、6月以降、集成材や合板が大幅に値を下げ、国産材丸太及び製材品については大幅な下落はなかったものの低調に推移した。こうしたことから、素材生産業者、製材業者等を対象として資金の貸付けや保証などの措置が講じられている。

**（合板用材、集成材を取り巻く状況）**

近年、住宅の耐震性や製品の品質・性能に対する消費者ニーズの高まりにより、強度性能が明確で寸法安定性に優れた製品が求められている。このような中、施工性に優れ、耐震性を高める製品として、スギを使用した構造用合板の需要が伸びている。集成材も強度性能が明確で、寸法安定性に優れた製品として構造材での利用が増加している。

平成18年の合板用材の供給量は1,372万 m<sup>3</sup>となり、そのうち854万 m<sup>3</sup>が製品輸入、404万 m<sup>3</sup>が輸入丸太、114万 m<sup>3</sup>が国産材による供給であった。また、合板への国産材の供給はスギ、カラマツ等の針葉樹を中心に急激に増加しており、平成18年には5年前の約6倍にあたる114万 m<sup>3</sup>となった。その結果、合板用素材に占める国産材の割合は22%となり平成13年の3%と比較すると19ポイントの増加となった。特に、スギは平成13年には合板用材としてほとんど利用されていなかったが、平成18年には80万 m<sup>3</sup>が利用されている（図IV-10）。

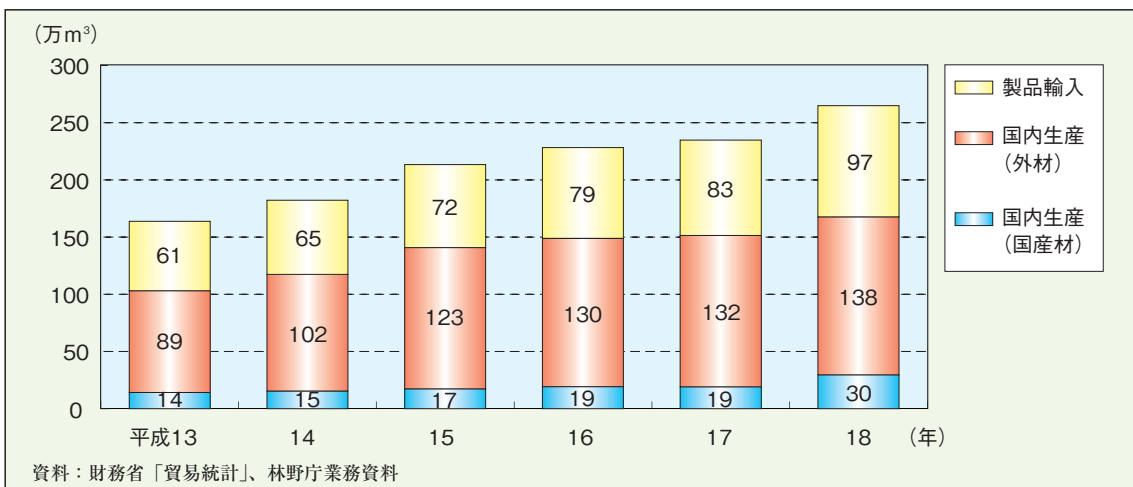
図IV-10 合板用材(国産材)の供給量の推移



一方、平成18年の集成材製品の供給量は265万 m<sup>3</sup>となり、そのうち製品輸入が97万 m<sup>3</sup>、国内生産が168万 m<sup>3</sup>であった。また、国内生産ではスギ、カラマツを利用する動きがみられており、集成材の原料となる国産材は対前年比55%増の約30万 m<sup>3</sup>となった。その結果、国内生産される集成材のうち、国産材の占める割合は18%となった (図IV-11)。

今後は、国産材原木を供給する林業と加工側の木材産業が一層連携を深めることにより、原木の安定供給とともに品質・性能の確かな製品の安定供給に取り組み、スギ等の国産材の新たな需要先を定着・拡大していくことが重要である。

図IV-11 集成材製品の供給量内訳の推移



IV



## (パルプ・チップの動向)

近年、パルプ・チップ用材全体の供給量は減少傾向で推移し、平成18年は3,691万 m<sup>3</sup>となったものの、国産材については増加傾向で推移し、450万 m<sup>3</sup>となった。このような状況から、自給率については前年より0.4ポイント増加し、12.2%となった。

木材チップの生産量は、近年、横ばい傾向で推移し、平成18年は590万トンとなった。これを原材料の別でみると、原木、工場残材を原材料とするものがともに39%、解体材・廃材を原材料とするものが22%、林地残材を原材料とするものが1%となっている。

チップの用途についてみると、9割以上がパルプ用として利用されているが、木質ボードや燃料への利用もみられている。

今後、製紙用等のパルプ・チップ用材として、建築用材のみならず間伐材等が効率的に利用されるような仕組みづくりを推進することが重要である。

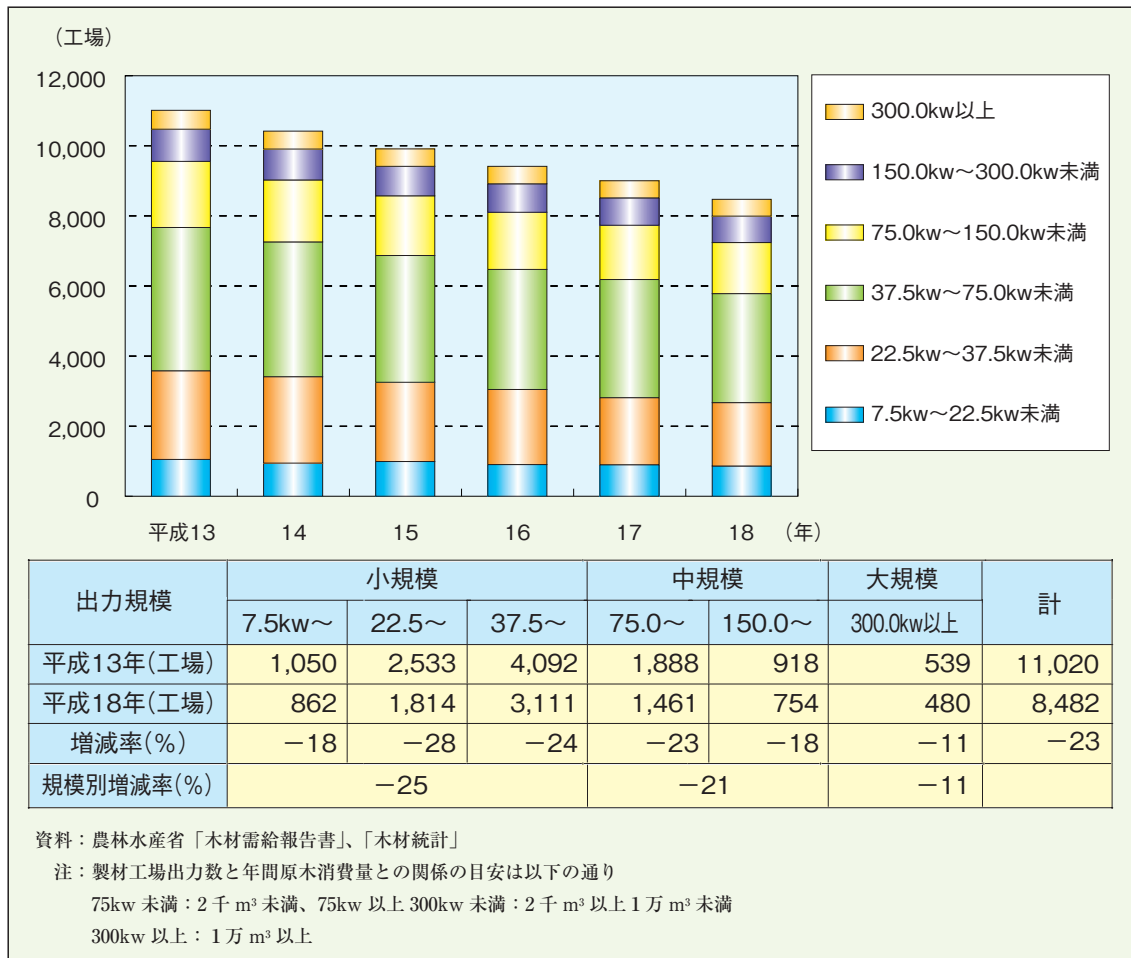
## (製材品と製材工場の動向)

製材品についても、合板、集成材と同様に、品質・性能の確かな製品が求められている中、人工乾燥材の出荷量は増加傾向にある。また、建築用製材品に占める人工乾燥材は増加傾向にあるものの、約2割と低位な状況にある。今後、品質・性能の確保を図り、需要者ニーズに対応した製品の供給体制を整備していくことが重要である。

平成18年の製材工場数は8,482工場であり、平成13年の工場数の約8割にまで減少している。特に出力規模の小さな工場の減少傾向が大きい状況にある（図IV-12）。

また、1工場当たりの素材消費量を平成13年と比較すると、300kw以上の大規模工場は20%増となっているのに対し、中規模工場（75～300kw未満）、小規模工場（7.5～75kw未満）では減少しており、規模が小さくなるほど素材消費量の減少率が大きくなっている（表IV-1）。

図IV-12 出力規模別の製材工場数の推移



表IV-1 出力規模別の製材工場1工場あたり素材消費量

出力規模	小規模			中規模		大規模	計
	7.5kw~	22.5~	37.5~	75.0~	150.0~	300.0kw以上	
平成13年(m <sup>3</sup> )	286	446	840	2,224	4,818	18,670	2,142
平成18年(m <sup>3</sup> )	208	370	728	1,992	4,651	22,444	2,394
増減率(%)	-27	-17	-13	-10	-3	20	12
規模別増減率(%)	-17			-6		20	

資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

この結果、平成18年には、工場数では全体の6%を占める300kw以上の工場が、素材消費量では全体の53%にあたる1,077万m<sup>3</sup>を消費する構造となっている。

近年、需要者のニーズは品質・性能の確かなものへ高まっており、今後、乾燥材などを安定的に供給するための体制整備を進めることが重要となっている。ま

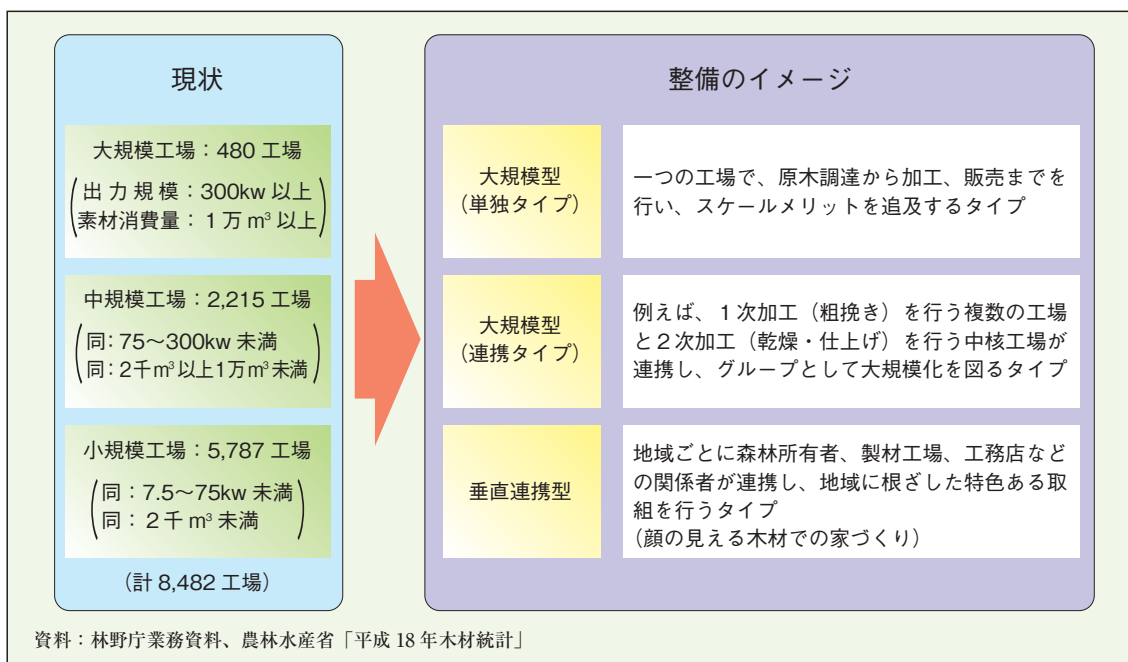


た、新生産システムといったモデル事業では品質・性能の確かな製品の安定供給を図るために、数万 m<sup>3</sup>規模の工場を整備している。

このような状況の下、素材消費量が増加している大規模工場は、品質・性能の確かな製品を生産する中心的な役割を担っており、需要者ニーズに対応した製品を安定的に供給し、外材製品に対する競争力を高めるにはスケールメリットの追求が必要である。また、製材工場の多くを占める中小規模の工場は、素材消費量が減少しており、単独の工場がスケールメリットを追求していくことよりも、地域における複数の工場が施設の整備状況等を踏まえ、連携を図りつつ効率性を高めるような体制整備を進めることが必要と考える。

具体的な整備方向のイメージとしては、例えば、大規模工場が単独で更なる大規模化を図り効率性を高めるには、原料調達や出荷等を直送で行うなどの経営の工夫を行いつつ、スケールメリットを追求することが考えられる。複数の工場が連携し、効率性を高めるには、一次加工を行う複数の工場と乾燥・仕上げを行う中核となる工場が連携し、グループとして大規模化を図ること等が考えられる。また、このような方向とは別に、森林所有者、製材工場、工務店等が連携し、地域に根ざした特色ある取組や、消費者のこだわりに応えた家づくりなどに取り組むことなどが考えられる（図IV-13）。

図IV-13 整備方向のイメージ




**(新生産システムにおける取組)**


地域材の利用拡大を図りながら林家等の収益性を向上させる仕組みを構築するため、平成18年度から全国11か所をモデル地域として、新生産システムの取組が始められている。この取組は、施業の集約化、安定的な原木供給、生産・流通・加工の各段階におけるコストダウン、ハウスメーカー等のニーズに応じた効率的な流通、加工体制の構築等の取組を集中的に実施するものである。

そして、平成18年から平成22年までの5年間で11地域全体の原木消費量を129万 $m^3$ から221万 $m^3$ にすることを目標値としている。平成18年度には5地域（7県、14か所）で製材施設や木材乾燥機等の施設整備が行われ、これにより、事業主体における平成19年度の国産材の原木消費量は前年度の20万 $m^3$ から29万 $m^3$ に、乾燥材生産量は同4万 $m^3$ から8万 $m^3$ に増加することが見込まれている。また、平成19年度も7地域（7県、10か所）において製材施設や木材乾燥機等の施設整備が行われた。

今後とも、これらの取組による原木の生産コストの低減と安定供給に取り組む林業側との連携を一層図り、国産材利用の拡大を推進していくことが重要である。




### 事例IV-1 新生産システムにおける施設整備



岐阜広域モデル地域の飛騨高山森林組合は平成18年度に年間原木消費能力32,000 $m^3$ の製材工場を新設した。原木の確保は岐阜県森林組合連合会の木材ネットワークセンターを通して行い、最新の高速製材ライン、人工乾燥機等の導入により、柱、梁桁等の製造をしている。

また、技術指導を受けるN木材店に製材品をOEM供給し、同社の販売ルートを活かして大手住宅メーカー等への販売拡大を図っている。

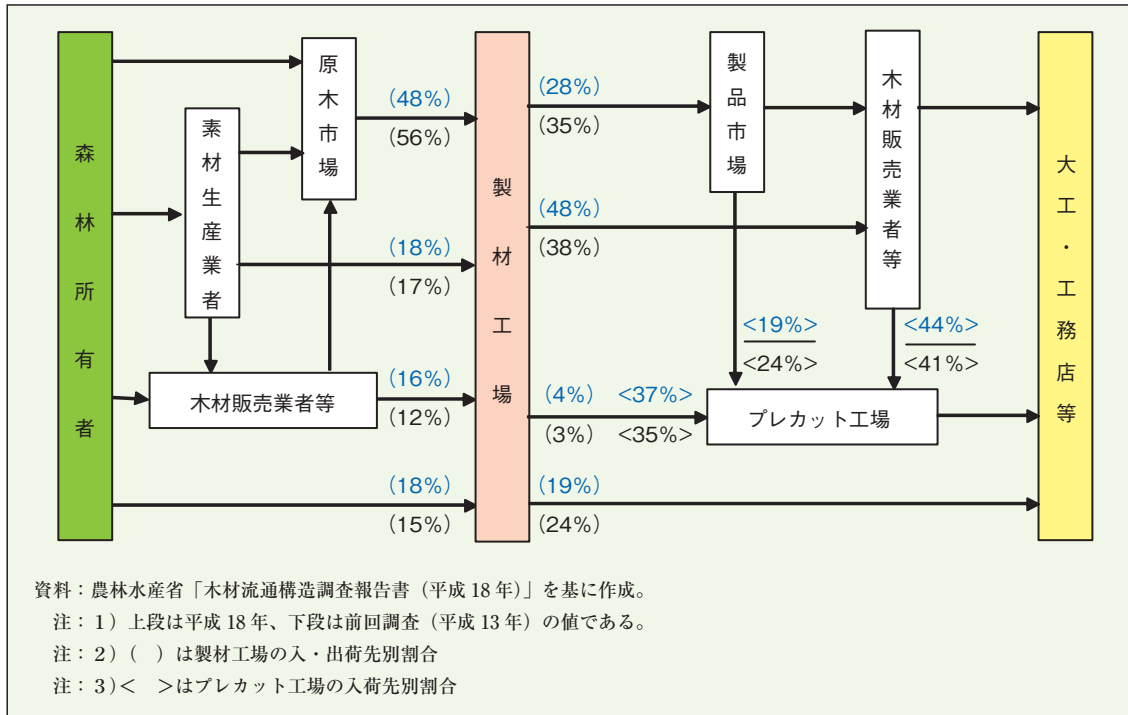


**(国産材の流通構造)**

農林水産省が平成19年に公表した「平成18年木材流通構造調査」によると、製材工場への素材入荷量のうち48%が原木市場を介して入荷されているが、5年前の調査と比べ8ポイント減少しており、原木市場を介さない取引が増加傾向となっている。

製材工場からの国産材製品の出荷量についても製品市場を介する割合が前回調査と比べ7ポイント減少し28%となっており、製材品についても市場を介さない流通構造に変化しつつあるといえる（図IV-14）。

図IV-14 製材用素材、製材品の流通構造

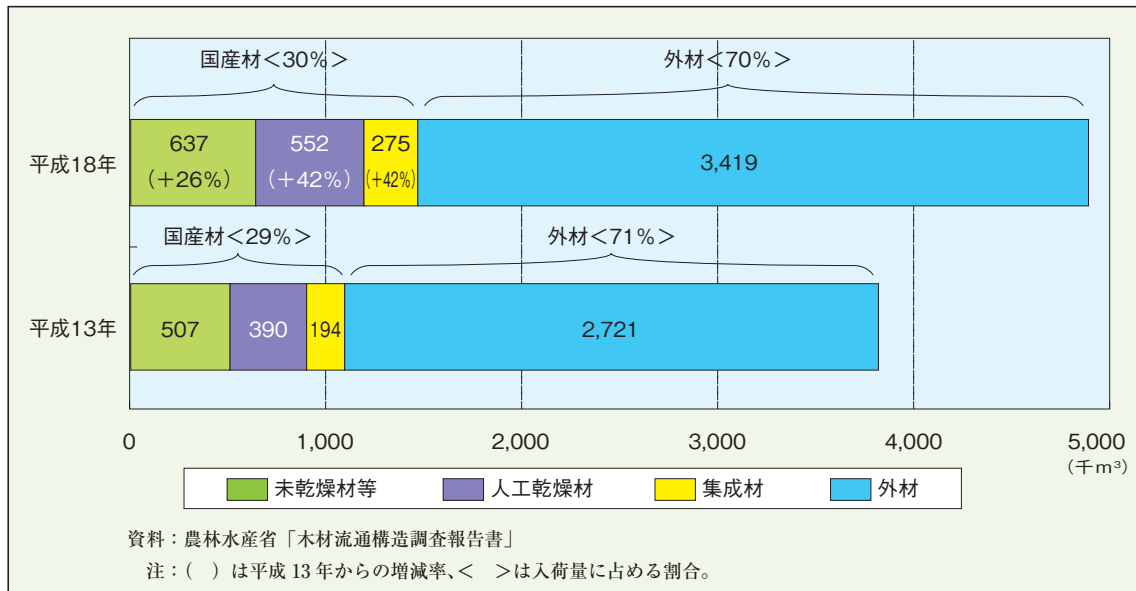


プレカット工場への国産材の入荷量は前回調査と比較して34%増加の146万 m<sup>3</sup> となり、外材を含めた全体の入荷量に占める国産材の割合は30%となった。

また、国産材の内訳は前回調査と比較して未乾燥材等、人工乾燥材、集成材のいずれも増加する中、未乾燥材等が26%の増加であるのに対し、人工乾燥材、集成材については42%と大幅な伸びを示した。このことは、自動化されたプレカット加工システムに適した寸法精度・安定性に優れた材料が求められていることの現れであるといえる（図IV-15）。



図IV-15 プレカット工場の入荷材の内訳



## (2) 適正に生産された木材を利用する取組

### (違法伐採対策)

違法伐採対策は、サミットにおける議題として取り上げられているほか、我が国も二国間協力等の国際的な取組を行っている。国内における違法伐採の取組としては、平成18年2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」を公表した。現在、このガイドラインに沿って、森林・林業・木材産業関連団体や企業において木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明していく取組が進められている。さらに、平成18年4月にはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針を改定し、政府調達の対象を合法性等が証明された木材・木材製品としたところであり、平成19年には製材では2,194m³、合板では59,018m³の合法性が証明された木材・木材製品が調達された。また、地方自治体や一部の大企業もグリーン購入法適合品を積極的に購入する動きがみられた。また、コピー用紙は、古紙パルプ配合率100%のものが政府調達の対象となっていたが、平成20年1月に古紙パルプ配合率偽装問題が発生し、古紙パルプの取扱いについて検討しているところである。

### (森林認証の取組)

世界的に持続可能な森林経営の推進が求められる中、国内においても FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) や SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council: 「緑の循環」認証会議) 等の民間団体が、森林経営における環境への配慮等について、独自の基準に基づき森林を認証する取組を行っている。近年、SGEC を中心としてこれらの認証を受ける森林面積は増加してきている。平成20年1月現在で、FSC、SGEC の認証取得を受けた森林は合計約80件、100万 ha であり、42都道府県に広がっている。また、CoC 認証は、森林から消費者に至る生産、流通、加工のすべての過程において、認証された森林からの木材、木材製品をそれ以外のものと区別する体制を審査・承認しているが、FSC、SGEC 等を含め延べ約800の事業者が取得している。

この中には、個人の森林所有者が認証を受け取得する場合だけでなく、森林組合等が複数の所有者の森林を束ねて認証を受ける事例や、地方公共団体の公有林が認定を受ける事例、流域内の私有林、公有林、国有林が連携して認証を取得する事例などがみられ、持続可能な森林経営に向けた取組として森林認証の取得が広まりつつある。

例えば、林家、大工・工務店、地方公共団体が一体となって地元の森林認証材を用いた産直住宅を提供する取組や、大手住宅メーカーが初めて木材生産から住宅建築に至る全行程での認証を取得する動きもみられる。このような川上と川下の連携を通じ、環境に配慮した森林経営から生産された木材製品の利用が一層推進されることが期待される。



#### 事例Ⅳ－2 網走西部流域における森林認証の積極的な取得



北海道の網走西部流域では、「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」を設立するなど流域内で森林認証の取得に積極的に取り組んでいる。平成19年12月には、流域の道有林と国有林も認証を取得し、流域単位での認証森林が約29万 ha となり、日本最大の森林認証エリアとなった。今後、地域の森林整備の推進や認証を活かした地域材のブランド化等により地域の活性化に取り組むこととしている。

### (林産物をめぐるWTO・EPA／FTA交渉の動向)

平成13年(2001年)にWTOのいわゆるドーハ・ラウンド交渉が立ち上げられ、林産物については非農産品市場アクセス交渉グループにおいて関税削減方式等についての交渉が行われてきた。平成19年(2007年)7月には、最終合意内容を

## Ⅳ 林産物需給と木材産業

方向づける議長テキストが、続いて平成20年（2008年）2月にはその改訂テキストが提示され、年内の合意が目指されている。

他方、我が国はWTOを中心とした多角的な自由貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完するものとして、協定構成国間・地域間で物やサービスの貿易自由化を行うFTA（自由貿易協定）や、それに加え、投資の自由化等幅広い分野を含むEPA（経済連携協定）を推進しており、これまでに、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイとの間で協定が発効したほか、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは協定の署名に、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体とは妥結に至っている。現在は、湾岸協力理事会<sup>(注)</sup>、ベトナム、インド、豪州、スイス、韓国と交渉を行っている。